

くらしのパートナー利用規約

本規約は、「くらしのパートナー」に関する利用条件を定めたものです。本規約に同意を頂いた方のみ本サービスを利用できるものとし、本サービスの利用申込をした時点で以下に定められる条項の基本規約（以下、「本規約」といいます）に承諾したものとします。

第 1 条(本サービスの申込み)

1. 本サービスの利用を希望するお客さまは、本サービスの利用を申し込むものとします。

第 2 条(本サービスの内容)

1. 本サービスは、本規約並びに、予めお客さまと当社で相談の上決定した作業内容にしたがって実施します。
2. お客さまが在宅で本サービスをご利用の場合、スタッフは、お客さまにご相談の上、作業内容を変更させていただく場合があります。

第 3 条(本サービスの利用料金)

1. 本サービスの利用料金は、当社が別途定める料金となります（以下「サービス利用料金」といいます）。
2. 利用料金の支払いは、原則現金払いとします。その他の方法での支払いを希望する場合は、別途協議の上決定します。

第 4 条(本サービス実施に伴う確認事項)

1. 本サービスの実施にあたり、お客さま宅の水道・電気・ガスを使用させていただきます。その使用料はお客さま負担とさせていただきます。
2. 本サービス時は当社社員が指導やコーディネートのため、同行させていただく場合があります。

3. インフルエンザ等の感染症にかかられた場合またはその疑いがある場合は事前にお知らせください。
4. 日常清掃の実施にあたり、お客さま宅の洗剤、掃除用具等を使用させていただく場合があります。その使用による道具等の消耗等に伴う費用は、お客さま負担とさせていただきます。
5. 以下各号に定めるもの、やむを得ず前項の保管が出来ない貴重品、およびその他取扱いに注意を要する物については、お客さまは事前にスタッフへ通知を行うこととします。
 - (1)骨董品、絵画、置物、美術品等
 - (2)破損・故障のおそれのある物またはすでに破損・故障している物
 - (3)接触到注意を要する物（例：稼働中の電化製品）
 - (4)その他取り扱いに注意を要する物
6. お客さまの都合によるスタッフの指名・交代の要請にはご希望に添えない場合があります。

第5条(禁止事項)

- (1)スタッフへの暴力、脅迫、恫喝、威嚇その他スタッフの身体等を傷つける言動
- (2)スタッフの身体に接触する行為、セクシャルハラスメントその他わいせつな言動
- (3)スタッフへの誹謗中傷およびその他名誉を傷つける言動
- (4)法令、公序良俗に反する行為、その他当社が不適切と判断した行為

第6条(本サービスの中止または解除)

1. お客さまが以下の各号のいずれかに該当した場合は、当社は、何らの催告を要することなく直ちに本サービスを中止または解除できるものとします。
 - (1) 本規約に違反した場合

- (2) 反社会的勢力に属すると判明した場合
 - (3) サービス利用料金を所定の期日までにお支払いいただけない場合
 - (4) 本サービスを継続しがたい重大な事由が発生した場合、その他当社が、本サービスの提供が不可能または不適切と判断した場合
2. 前項による解除は、当該解除の原因となったお客さまに対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第7条(本サービスに関わる損害賠償)

当社は、本サービスの範囲以外の事柄に関しては一切の責任を負わないものとします。

1. 当社またはスタッフの責めに帰すべき事由によって、お客さまが損害を被った場合、当社は、当社が加入する賠償責任保険に基づいて保険会社から受け取った保険金額を上限としてその損害を賠償します。
2. 前項において当社が損害賠償の義務を負担する範囲は、お客さまが申し込まれた本サービス内容または本サービス実施時間内に行った行為に起因するものに限定するものとします。
3. 補償する物品は、掃除機・モップ類・洗剤などの家事で使用する消耗品を除きます。
4. 天災地変、法令の制定改廃、公権力の行使、交通機関の事故、通信の途絶、第三者の行為、その他やむを得ない事情等、スタッフの責めに帰さない事由からお客さまが被った損害またはお客様自身の故意もしくは過失から生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

第8条(協議事項)

1. 本契約に定めのない事項および本規約の条項のうち疑義が生じた事項については、お客さまと当社とが協議して取り決めるものとします。

第9条(分離可能性)

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、管轄権を有する裁判所により、違法、無効、は執行不能と判断された場合であっても、残部はその後有効に存続します。また、違法、無効、は執行不能と判断された条項若しくは部分についても、当該条項若しくは部分の趣旨に最も近い有効な条項を無効な条項若しくは部分と置き換えて適し、は当該条項若しくは部分の趣旨に最も近い有効な条項となるよう合理的な解釈を加えて適用します。

第10条(準拠法と裁判管轄)

1. 本規約の準拠法は本法とし、本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。